

## 「りゅうぎんアプリ」 利用規定

(2025 年 11 月 12 日現在)

「りゅうぎんアプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、お客さまが株式会社琉球銀行（以下、「当行」といいます）の提供するスマートフォン向けアプリケーション「りゅうぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用する場合に適用します。

お客さまは、本規定に同意した場合に限り、本アプリを利用できるものとします。

### 1.本規定の適用範囲

- （1）本規定は、当行が運用する本アプリを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。
- （2）利用者が、本規定に同意しない場合には、本アプリを利用できないものとし、利用者が本アプリを利用した場合には、このことをもって、本規定に同意したものとみなします。
- （3）利用者は、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

### 2.本サービス

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- （1）りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座の残高、入出金明細情報の提供
  - （2）りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、円貨普通預金口座及び貯蓄預金口座間での振替取引の提供
  - （3）りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金から当行本支店及び他行の口座宛の振込取引の提供
  - （4）りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、円貨定期預金口座に入金する取引および個別の円貨定期預金を解約する取引の提供
  - （5）りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引、カードローン口座へ返済する取引の提供、及び利用明細情報の表示
  - （6）投資信託の口座開設、取引
  - （7）端末へ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン等の情報に係るプッシュ通知機能を利用した通知
- サービス詳細は、当行ホームページでご確認ください。

### 3.利用条件等

#### (1) 利用対象者

本サービスをご利用いただける方は、りゅうぎん ID のユーザー登録のある個人の利用者とします。

#### (2) 利用対象口座

本サービスご利用口座は、りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座に登録されている口座となります。

#### (3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。なお、当行は事前通知なくこの時間を変更することがあります。

#### (4) 使用できる機器

本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の端末でのみ、ご利用いただけます。ご利用頂ける環境については、当行ホームページをご確認ください。

#### (5) 利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本規定を承認したうえで、本アプリをダウンロードし、本サービスの利用登録を行うものとします。

(6) 本アプリの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。

(7) 当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

### 4.本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法により行うものとします。

(1) 本アプリの利用登録時には、りゅうぎん ID のログインによりユーザー名（または店番号及び口座番号）とパスワードの一致を確認することで本人確認を行います。そのうえで、ログインパスコード及び生体認証の設定を行う必要があります。本アプリにログインする際はログインパスコードもしくは生体認証機能にてログインしてください。

#### (2) ログインパスコード

① ログインパスコードとは、本アプリにログインする際、りゅうぎん ID の代わりに利用者が登録したログインパスコードを利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。  
② 本アプリの利用登録時には、ログインパスコードを本アプリに登録してください。なお、

他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。

③ ログインパスコードを失念した場合は、本アプリ上で再度利用登録を行ってください。

(3) 届出電話番号による追加認証

① 届出電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際し、当行に届け出いただいた利用者の代表口座の登録電話番号宛に、自動音声またはショートメッセージにて、認証番号が通知され、4. (1) または 4. (2) に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認を行う機能をいいます。

② 通知された認証番号には所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合は再度はじめから操作していただく必要があります。

③ 認証番号は他人に教えないでください。

(4) 生体認証機能

① 生体認証機能とは、本アプリにログインする際、りゅうぎん ID の代わりに利用者ご自身の生体情報（利用者の端末に登録されている生体認証機能）を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。

② 生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。

③ 当行は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

(5) 公的個人認証

① 公的個人認証サービスは、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。本サービスの利用に際し、マイナンバーカードと「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 枠の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4 枠の数字）」、または「署名用電子証明書のパスワード（6 枠から 16 枠の英数字）」が必要となります。

② 「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 枠の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4 枠の数字）」、及び「署名用電子証明書のパスワード（6 枠から 16 枠の英数字）」を失念した場合は、住民票のある市区町村にて初期化申請を行う必要があります。詳細につきましては、市区町村にお問い合わせください。

③ 「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 枠の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4 枠の数字）」、及び「署名用電子証明書のパスワード（6 枠から 16 枠の英数字）」は他人に教えないでください。

④ 当行は、利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書の有効性確認をおこなうため

に、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 44 条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

## 5. 本サービスの機能

本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

### （1）残高照会

りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座の残高照会ができます。円貨定期預金は明細番号ごとの明細が照会できます。

### （2）入出金明細照会

りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金の入出金明細の照会ができます。りゅうぎん ID のユーザー登録日の 70 日前にさかのぼって照会することができます。それ以前の明細は照会できません。また、円貨普通預金、貯蓄預金の入出金明細および通帳表紙イメージの PDF データを作成することができます。作成された PDF データはプリンターでの印刷やお使いのスマートフォンへの保存ができます。

### （3）通帳モード

りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金の差引残高を確認できます。また、入出金明細にメモの登録ができます。調べたいキーワードを入力することでお取引内容、または、登録済メモを検索できます。

### （4）振込・振替

① 振込は、りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金および貯蓄預金から、当行本支店および他行の口座宛に利用者が指定した金額を振り込むことができます。

② 振替は、りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を振り替えることができます。

③ 振込資金または振替資金の引落しにあたっては、当行の各種規定等にかかわらず、預金通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書の提出なしに指定口座から払出のうえ手続きを行います。

④ 以下のいずれかに該当する場合、本サービスの振込・振替のお取り扱いはしません。

A. 振込または振替の取引金額が、利用者が指定した口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるとき

B. 利用者が指定した口座が解約されたとき

C. 利用者が指定した口座に対して、支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったときや、口座名義人より入金禁止の手続きがとられているとき

D. 差押等やむをえない事情があり、当行が振込・振替を取り扱うことが不適当と認めたとき

## E. 本規定に反して、利用されたとき

⑤ 取引成立後の変更または取消はできません。万一、やむを得ない事情により、変更または取消を行う場合には、当行所定の方法に従うものとし、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。この場合、振込手数料相当額は返却しないものとします。

⑥ 不正な振込等を防止するため、その可能性があると当行が判断した場合、当該振込を一時的に保留できるものとします。また調査の結果、不正な振込もしくは懸念があると当行が判断した場合、振込はお取り扱いしません。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

### (5) 定期預金

① りゅうぎん ID の代表口座及びサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金および貯蓄預金から依頼金額を引き落とし、利用者のサービス利用口座のうち利用者の指定する円貨定期預金口座へ入金することができます。なお、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。

② りゅうぎん ID のサービス利用口座に預け入れされた利用者の個別の円貨定期預金のうち、利用者の指定する明細番号ごとの円貨定期預金を解約し、特約口座に入金することができます。ただし、解約できる円貨定期預金は総合口座定期預金に限ります。

### (6) カードローン取引

① カードローンの借入は、りゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から利用者が指定した金額を円貨普通預金、貯蓄預金に入金することで行います。

② カードローンの返済は、りゅうぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金から利用者が指定した金額を引き落とし、カードローン口座へ入金することで行います。なお、貸越残高を超過する入金はお取扱いしません。

### (7) 投資信託口座開設、取引

① 投資信託口座は、特定口座（源泉徴収あり）として開設できます。すでに当行に投資信託口座をお持ちの方も含め、NISA 口座開設を申込みできます。

② 投資信託受益権に関する購入注文、および解約注文を行う取引並びに注文取消、定時定期購入サービスの新規、変更および終了の申込みができます。

③ その他の投資信託関連機能については、当行所定の規定・規約に従うものとします。

### (8) プッシュ通知機能

- ① お客様のスマートフォンへ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン等の情報をプッシュ通知機能にて通知することができます。
- ② プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。
- ③ 当行からのプッシュ通知は、利用者がプッシュ通知による通知を受領できたか否かに関わらず、通常到達すべき時に、利用者に通知したものとみなします。

## 6.取引限度額

- (1) 振替および円貨定期預金の預入・解約による 1 回あたりの取引限度額は当行所定の金額とします。
- (2) 振込による 1 回あたりおよび 1 日あたりの取引限度額（以下、「振込限度額」といいます）は当行所定の金額とします。振込限度額の確認および変更は本アプリから行えます。

## 7. 認証情報の盗用等による不正な振込等

### (1) 手続

認証情報の盗用等による不正な振込等が本アプリを通じて行われた場合、利用者は、以下の各号の手続を履行してください。

- (i) 速やかに、当行への通知を行ってください。
- (ii) 認証情報の盗用等や不正な振込等に関する、調査に必要なデータなどを削除しないでください。
- (iii) 当行及び関係会社（保険会社を含む。以下「当行等」）が求める調査に協力し、当行等の求めに応じて、警察署への被害届の提出状況など、被害状況が分かる資料等を示してください。

### (2)補償条件

①前項各号の手続に協力している場合で、次の各号に掲げる全ての要件を充たし、かつ、認証情報の盗用等による不正な振込等について利用者に故意または過失がないときは、当行は、利用者に対し、次項に定める内容の補償をします。

(i) 認証情報の盗用等又は不正な振込等が、利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたものでないこと。

(ii) 被害状況についての当行に対する説明あるいは当行に提出した資料に関し、重要な事項について虚偽の説明が行われていないこと。

(iii) 認証情報の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたものでないこと。

②前①の定めに関わらず、認証情報の盗用等による不正な振込等について利用者に過失があるときでも、当該過失が重過失にあたらないときは、当行は、利用者に対し、次項に定める内容の一部の補償をすることがあります。

#### (重過失がある場合の例)

(i)当行が個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、認証情報の入力、生体認証による認証、またはマイナンバーカードによる認証を

行った場合。

- (ii)警察や銀行等を騙る者に対し、認証情報を回答してしまった場合。その他、正当な理由もなく、認証情報を他人へ教えた場合。
- (iii)認証情報を手帳等にメモしていたり、スマートフォン等のメモ情報やパソコン、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールボックス、クラウドサービス等）に保存しており、利用者の不注意により、当該手帳やスマートフォン等が盗難等に遭う等して、当該認証情報が盗用等された場合。
- (iv)身に覚えのない預金残高の変動、ウイルス感染等により、不正な払戻しがおこなわれる可能性を認識、または認識し得たにもかかわらず、当行への通知がおこなわれていない場合。
- (v)その他、利用者に、前各号と同程度の注意義務違反がある場合。

#### (3)補償の範囲

- ①前項の条件を充たす場合、当行は、当行への通知がおこなわれた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた不正な振込等の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（前項②に基づき一部の補償をすることとするときは、それらの金額の一部）を補償するものとします。
- ②不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、当行が利用者に払戻しを行っている場合、この払戻しを行った金額の限度において、前①の補償の金額は減額されることとします。また、利用者が、当該不正な振込等を行った者等から損害賠償または不当利得返還の支払いを受けた場合も、その受けた金額の限度において、前①の補償の金額は減額されることとします。

#### (4)補償の期限

第1項乃至第3項の定めに関わらず、当行への通知が、認証情報の盗用等が行われた日（当該盗用等が行われた日が明らかでないとき、または当該盗用等は行われていないものの利用者自らが認証情報の入力等を行うことで不正な振込等が行われたときは、不正な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われたときは、当行は、補償をしないこととします。

#### (5)補償に伴う効果

- ①当行が補償を行った場合、当該補償を行った金額の限度において、利用者の対象預金にかかる権利は消滅します。
- ②当行が補償を行ったときは、当行は、当該補償を行った金額の限度において、当該補償に係る認証情報の盗用等による不正な振込等について、利用者が第三者に対して有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権又はこれらに付随する一切の権利を取得するものとします。

## 8.利用の停止・解除

### (1) 利用者からの申し出によるサービス利用停止

① 利用者が本サービスの利用を停止する場合、または利用を希望しない場合には、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申出を受けた時は、本サービスの利用を停止する措置を講じます。本サービスの利用を停止すると、りゅうぎん ID で連携している外部サービスも利用できなくなります。

当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスはご利用いただけません。

② 本サービスが利用可能な状態のままりゅうぎん ID を退会されると、本サービスは利用できなくなります。また、本サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

### (2) 当行からのサービス利用停止

① 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。

② りゅうぎん ID の代表口座が解約された場合、本サービスは利用ができなくなります。また、りゅうぎん ID のご利用口座が解約された場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

③ 前号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害について当行は一切その責任を負いません。

## 9.禁止事項

### (1) 利用者は、本アプリを利用するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- ① 本アプリに掲載された情報を外部に転載する行為
- ② 本アプリに掲載された情報を本アプリの利用以外の目的で利用する行為
- ③ 本アプリを営利活動目的、宗教活動目的、政治活動目的など当行が承認した以外の目的で利用する行為
- ④ 当行または第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為
- ⑤ 本アプリを譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑥ 本アプリを複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- ⑦ 法令または公序良俗に違反する行為
- ⑧ 犯罪行為に関連する行為

- ⑨ 本アプリに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
  - ⑩ その他、当行が不適切と判断する行為
- (2) 利用者が前項で定めた禁止事項に該当する行為を行った場合、当行は直ちに利用の一時的または永久的な停止など、当行が必要と認める処置を取ることができるものとし、当該行為により当行が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。
- (3) 前項の処置により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当行は一切その責任を負わないものとします。

## 10. 知的財産権等

- (1) 本アプリに関する一切の権利（所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は当行または当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、本アプリを利用するにあたって、本アプリに関する一切の権利を取得することはないものとし、当行は、利用者に対し、本アプリに関する知的財産権について、本アプリを本規定に従って利用者の端末機においてのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとします。
- (3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、本アプリに関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4) 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当行に何等の迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当行に損害を与えたときは、当行に対して当該損害の全てを賠償していただきます。

## 11. 情報利用について

- (1) 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的としたプッシュ通知や電子メール配信等を行うことがあります。
- (2) 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとして Firebase Analytics を利用しています。Firebase Analytics では、本アプリの利用状況に関する統計分析など、利用者によりよいサービスを提供していくことを目的として、アプリケーションの利用状況を個人が特定できない形式で収集します。収集された情報は Google 社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。Google 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は Firebase Analytics のサービス利用について責任を負わないものとします。

## 12. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合および 7 条に該当する場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 当行は、本アプリがすべての利用者の端末に対応することを保証しません。
- (3) 利用者が本アプリを利用することにより、他人に迷惑または損害を与えた場合は、利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当行は一切責任を負わないものとします。
- (4) 利用者のインターネットへの接続および機器類の設定、あるいは通信事情など当行の管理がおよばないすべての環境条件により、本アプリが正常に動作しない場合、これに起因する諸影響について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本アプリをダウンロードないしインストールするにあたって利用者の端末機に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。
- (6) 当行は、本アプリ上の情報について、正確かつ最新情報を保つように努力いたしますが、その情報の妥当性や正確性について保証するものではなく、これら情報の正確性等について不備があった場合であっても、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (7) 本アプリからリンクしている外部の情報（当行が運用する Web サイト内の情報を除く）に関して、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 利用者が本アプリをインストールしてご利用の端末の譲渡、盗難、紛失等（Jailbreak 等された端末を保有することを含む）に伴う情報の第三者による不正利用等について、当行は損害を含む一切の責任を負わないものとします。
- (9) 第三者による当サービスの侵害または情報改変等によって、当サービスに中断、遅延、誤送信等の欠陥が生じた場合、利用者及び他の第三者が被った被害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

### 13.反社会的勢力等の排除

- (1) 利用者及び追加設定者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 利用者及び追加設定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務

を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

## 14.利用者責任

利用者は、本規定に違反したことにより、当行または第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用で当該損害を賠償するものとします。

## 15.本規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(3) 当行ウェブサイトにこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

## 16.合意管轄

(1) 本アプリに関連して、利用者、当行ないし第三者との間において問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

(2) 前項の規定にもかかわらず、協議によって解決ができず、訴訟の必要性が生じた場合、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 17.準拠法

本規定に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

## 18.その他

(1) 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本アプリをお客さまの端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。

(2) 当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使

用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

(3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、お客様が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、お客様自身の責任と負担で解決するものとします。

### PayB サービス利用にかかる追加規定

PayB サービスの利用に際しては、「りゅうぎんアプリ」利用規定に加え、後記 1 から 5 までの追加規定（以下、「本追加規定」といいます）を適用します。なお、特段の定めのない限り、「りゅうぎんアプリ」利用規定における定義は、本追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. PayB サービスの内容

PayB サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、当行が決済事務について業務提携しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下、「加盟店」といいます）の発行した払込票、請求書等（以下、「払込票等」といいます）についての支払をする際に、本アプリのバーコード・QR コード読み取り機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコード又は QR コードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客様があらかじめ本アプリに登録した支払手段によって、当該請求金額を支払うことができるサービスです。

当行は、お客様のために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟店に代わってお客様による支払を受け、後日加盟店との間で代金の精算を行います。お客様は、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的でビリングシステム株式会社に提供されることに同意するものとします。

#### 2. ご利用条件

お客様は、本サービスでは支払い代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客様の登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび本アプリの画面上の取引履歴で確認するものとします。また、1 日当たりの支払限度額は当行所定の金額とします。

### 3.加盟企業との取引

お客さまが本サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくことになります。

### 4.本追加規定の変更

当行は、本追加規定を、相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。この場合、本追加規定の変更は、変更後の規定の内容を当行のウェブサイト等で公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

### 5.合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上